１－２　銃器など所持許可の要件と審査

１－２－１　銃器免許の種類

カナダでは銃器を所持又は使用するために、必ず銃器免許を取得しなければならない。申請者に応じて以下の 3 種類の銃器免許が発行されている。

① 所持及び取得免許（Possession and Acquisition Licence： PAL）：免許所有者は銃器を取得、所有することができる。免許の有効期間内であれば、免許に許可された銃器に限り複数所持することが可能である。

② 所持免許（Possession Only Licence ：POL）：免許所有者は銃器を所持することが許可されるが新たに銃器を取得することはできない。

③ 未成年用免許（Minor’s Licence）：18 歳未満の申請者を対象とした免許。免許所有者は狩猟や射撃などの特定の目的に限り、一般銃器を使用することができる。ただし、銃器を取得及び所持することは禁止されている。

現在、新規の申請者が取得できるのは、所持及び取得免許（PAL）及び未成年用免許のみとなっている。所持免許（POL）は過去に所持免許を取得したことがある者が、免許を更新する際発行される。

各種免許の発行数（2008 年 9 月時点）

州/準州	所持免許		所持及び取得免許		未成年用免許		合計	
	免許発行数	人口比	免許発行数	人口比	免許発行数	人口比	免許発行数	人口比
アルバータ	92,378	3%	117,844	3%	843	0.0233%	211,065	6%
オンタリオ	251,749	2%	261,618	2%	3,989	0.0307%	517,356	4%
ケベック	225,699	3%	267,116	3%	37	0.0005%	492,852	6%
サスカッチュワン	45,947	5%	46,768	5%	91	0.0089%	92,806	9%
ニュー･ブランズウィック	54,685	7%	23,503	3%	99	0.0132%	78,287	10%
ニューファンドランド アンド ラブラドール	34,247	7%	36,149	7%	143	0.0281%	70,539	14%
ヌナブート準州	133	0%	2,576	8%	1	0.0032%	2,710	9%
ノースウェスト準州	53,672	3%	24,601	9%	1,087	0.0649%	79,360	12%
ノバ･スコティア	1,190	6%	3,973	3%	28	0.1157%	5,191	8%
ブリティッシュ･コロンビア	105,008	2%	106,572	2%	192	0.0044%	211,772	5%
プリンス･エドワード･アイランド	4,644	3%	2,394	2%	6	0.0043%	7,044	5%
マニトバ	40,340	3%	41,301	3%	223	0.0184%	81,864	7%
ユーコン準州	1,738	5%	3,970	12%	57	0.1708%	5,765	17%
合計	911,430	3%	938,385	3%	6,796	0.0203%	1,856,611	6%

注）免許発行数の人口比は、2008 年 10 月 1 日時点の全人口を用いて算出した。
出所：カナダ銃器センター及びカナダ統計局より MRI 作成。

１－２－２　銃器免許の取得プロセス

銃器免許を取得するためには、カナダ銃器センターが実施する銃器の安全コースを受講した上で、適格性審査に合格しなければならない。適格性審査はカナダ銃器センターが各州の支部及び警察と共同で実施し、犯罪歴やアルコール/麻薬依存症の有無などが審査される。又、申請者の自己申告に基づき、過去の精神疾患歴も審査される。

銃器免許取得プロセスは、以下のとおり。

（１）安全コースの受講

銃器免許申請者は、必ずカナダ銃器センターが主催する安全コースを受講し、銃器の取扱いに関するトレーニングを受けなければならない。安全コースは銃器のカテゴリーによって 2 段階構成となっている。

ライフルや散弾銃といった一般銃器の使用又は所持を希望する者は、「カナダ銃器安全コース（Canadian Firearm Safety Course)」を受講する。又、けん銃や通常のライフルや散弾銃以外の規制対象銃器の使用又は所持を希望する者には、「カナダ銃器安全コース」に加え、「カナダ規制対象銃器安全コース（Canadian Restricted Firearm Safety Course)」の受講が義務付けられている。

安全コースは銃器の安全な取扱いに関するトレーニングを実施することで、銃器による事故を防ぐことを目的として、1994 年 1 月 1 日に施行された刑法第 106 条によって導入された。現在実施されている「カナダ銃器安全コース」及び「カナダ規制対象銃器安全コース」は、1999 年 2 月 1 日に導入されている。安全コースの受講者はトレーニング修了後、銃器の安全に関する試験を受けなければならず、合格した者のみ銃器免許を申請することができる。2008 年 9 月時点の統計によると、「カナダ銃器安全コース」の受講者数は 486,529 人、「カナダ規制対象銃器安全コース」の受講人数は 96,330 人となっている[8]。

なお、安全対策のために実施されている訓練は銃器免許申請時に必要とされるこれら 2 コースのみであり、高齢者やベテラン狩猟者を対象とした特別な訓練は実施されていない。

「カナダ銃器安全コース」のトレーニング内容

- 銃器の基礎的な安全操作
- 実包に関する知識
- 銃器の仕組みに関する知識
- 銃器の安全な取扱い方法
- 射撃テクニック
- 銃器の手入れ方法
- 銃器の所有者/使用者としての責任
- 銃器の安全な保管、輸送方法

出所：カナダ銃器センター

[8] カナダ銃器センターホームページ

安全対策コースの受講者数

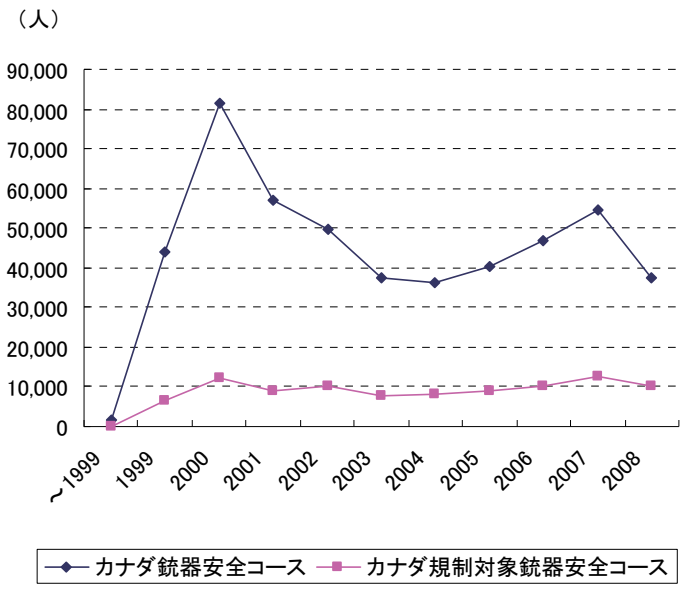

出所：Commissioner of Firearms, 2007 Report

（２）銃器免許の申請

安全コースを修了し試験に合格した者は、カナダ銃器センターのホームページより銃器免許申請用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上ニュー・ブランズウィック州に位置するカナダ銃器センターの中央処理サイト（Central Processing site）に郵便で申請書及び関連書類を郵送する。銃器免許の申請の際に必要となる書類は、申請用紙、手数料、身分証明書、安全コース修了証明書、善行書（カナダに移住してから 5 年未満・外国人の場合）である。

新規申請者は、所持及び取得免許（PAL）に申請することとなっている。又、18 歳未満の者については、未成年用免許の申請を行う。所持及び取得免許の申請書には、以下の事項を記入しなければならない。

- ■ セクション A:　所持を希望する銃器のカテゴリー
- ■ セクション B:　申請者の個人情報（氏名、住所、電話番号、出生地、身体的な特徴（身長、体重、目の色））及び身分証明書の特定
- ■ セクション C:　以下の項目への過去 5 年間の該当有無
  - ・ 犯罪で起訴されたことがあるか。
  - ・ 保護観察下に置かれたことがあるか。
  - ・ 申請者又は申請者の家族が銃器所持を禁じられたことがあるか。
  - ・ 自殺未遂を起こしたことがあるか。精神科医によって、うつ病、アルコール中毒、薬物中毒、問題のある行動、感情上の問題を指摘されたことがあるか。
  - ・ 自宅内又はその他の場所での暴力、脅迫などで警察に通報されたことがあるか。

- 離婚、別居、失業、倒産のいずれかを経験したか。

■ セクションD・E・F：　現在及び過去の婚姻関係に関する事項

- 配偶者、パートナーの有無
- 配偶者/パートナーと過去２年以上の同居の有無
- 現在の配偶者による証言（申請者が銃器を持つことについて問題ないということを証言する。）
- 過去の配偶者による証言（申請者が銃器を持つことについて問題ないということを証言する。）

■ セクションG:　安全コースを修了したことの証言

■ セクションH・I:　第三者による証言

- 過去３年に亘り申請者と交流のある第三者（家族、配偶者を除く）による証言（申請者が銃器を持つことについて問題ないということを証言する。）

■ セクションJ:　申請に係る費用に関する事項

■ セクションK:　記載された内容に虚偽がないことの宣誓

所持及び取得免許（PAL）申請書のサンプル

Royal Canadian Mounted Police / Gendarmerie royale du Canada

For Administrative Use

APPLICATION FOR A POSSESSION AND ACQUISITION LICENCE UNDER THE *FIREARMS ACT*
(for individuals aged 18 and over)

ATTENTION:
Read the Information Sheet for explanations. Use an "X" to indicate your answers (where required). Print clearly in blue or black ink.

I would like to receive all information in: ☐ English ☐ French

A LICENCE INFORMATION (see Information Sheet)

1. a) I have:
☐ never had a firearms licence
☐ an expired firearms licence → Expired FAC, POL or PAL number

1. b) I request a different licence. I currently have a:
☐ Firearm Acquisition Certificate (FAC) → Current FAC number
☐ Possession Only
☐ Possession and
☐ Minor's Licence → Current Minor's Licence number

申請する免許の種類の記入欄

2. a) If you are licensed, indicate the class of firearm(s) you now possess. Check all that apply.
☐ Non-restricted ☐ Restricted ☐ Prohibited ☐ I do not possess any firearms.

b) Indicate the class of firearm(s) you wish to acquire and possess in the next five (5) years. Check all that apply.
☐ Non-restricted ☐ Restricted ☐ Prohibited (see information Sheet)

3. Are you applying under the *Aboriginal Peoples of Canada Adaptations Regulations (Firearms)*? (See Information Sheet)
☐ No ☐ Yes If YES, attach form CAFC 1016 ▶ ☐

4. If you are not a resident of Canada, in which province or territory will you be using your firearm(s) the most when in Canada?

B PERSONAL INFORMATION (Please do not use initials or nicknames - see Information Sheet)

5. a) Last name | b) First name | c) Middle name

6. a) Have you ever changed your name (including by marriage)? ☐ No ☐ Yes | b) Previous last name | c) Previous first name

7. a) Date of birth (Y / M

申請者の個人情報

c) Country

d) If you were born outside Canada, in what year were you admitted to Canada? ▶

8. Gender ☐ Male ☐ Female | 9. Eye colour | 10. Height ☐ cm ☐ ft / in

CONTACT INFORMATION

11. a) Daytime telephone number ( ) - Extension | b) Evening telephone number ( ) - Extension | 12. E-mail address (if applicable)

Ce formulaire est disponible en français

RCMP GRC 5592 E-W (2008/05/17) V5 CAFC 921 Page 1 of 4 Canada

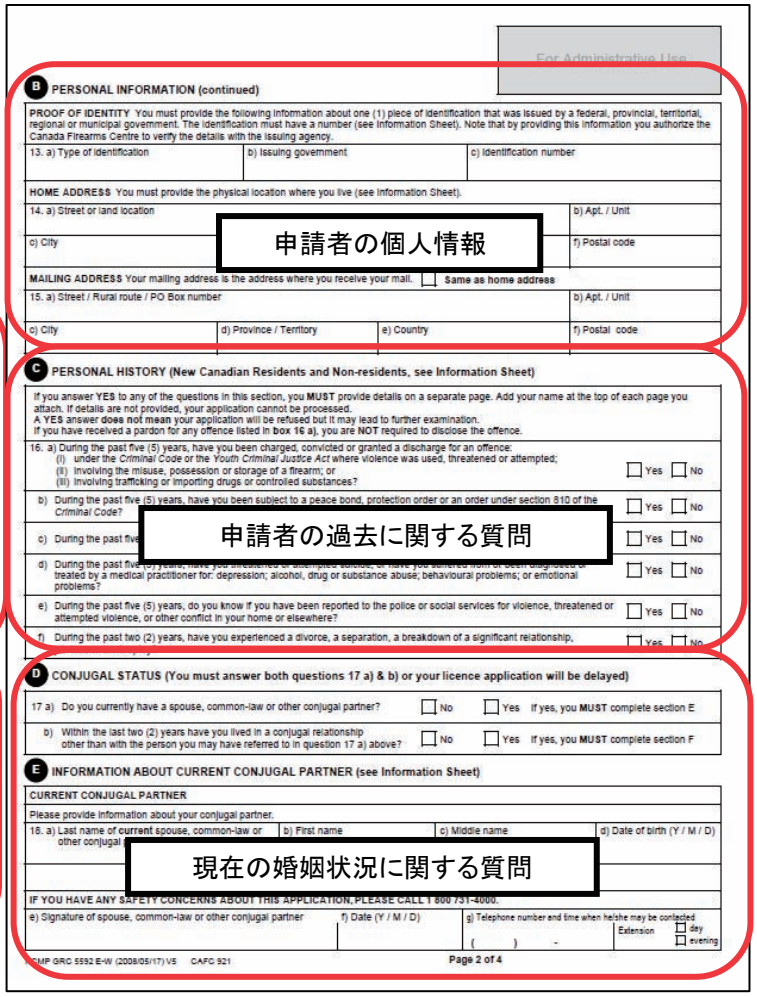
For Administrative Use

B PERSONAL INFORMATION (continued)

PROOF OF IDENTITY You must provide the following information about one (1) piece of identification that was issued by a federal, provincial, territorial, regional or municipal government. The identification must have a number (see Information Sheet). Note that by providing this information you authorize the Canada Firearms Centre to verify the details with the issuing agency.

13. a) Type of identification | b) Issuing government | c) Identification number

HOME ADDRESS You must provide the physical location where you live (see Information Sheet).

14. a) Street or land location | b) Apt. / Unit
c) City | f) Postal code

申請者の個人情報

MAILING ADDRESS Your mailing address is the address where you receive your mail. ☐ Same as home address

15. a) Street / Rural route / PO Box number | b) Apt. / Unit
c) City | d) Province / Territory | e) Country | f) Postal code

C PERSONAL HISTORY (New Canadian Residents and Non-residents, see Information Sheet)

If you answer YES to any of the questions in this section, you MUST provide details on a separate page. Add your name at the top of each page you attach. If details are not provided, your application cannot be processed.
A YES answer does not mean your application will be refused but it may lead to further examination.
If you have received a pardon for any offence listed in box 16 a), you are NOT required to disclose the offence.

16. a) During the past five (5) years, have you been charged, convicted or granted a discharge for an offence:
(i) under the *Criminal Code* or the *Youth Criminal Justice Act* where violence was used, threatened or attempted;
(ii) involving the misuse, possession or storage of a firearm; or
(iii) involving trafficking or importing drugs or controlled substances? ☐ Yes ☐ No

b) During the past five (5) years, have you been subject to a peace bond, protection order or an order under section 810 of the *Criminal Code*? ☐ Yes ☐ No

c) During the past five ☐ Yes ☐ No

申請者の過去に関する質問

d) During the past five ☐ Yes ☐ No
treated by a medical practitioner for: depression; alcohol, drug or substance abuse; behavioural problems; or emotional problems?

e) During the past five (5) years, do you know if you have been reported to the police or social services for violence, threatened or attempted violence, or other conflict in your home or elsewhere? ☐ Yes ☐ No

f) During the past two (2) years, have you experienced a divorce, a separation, a breakdown of a significant relationship, ☐ Yes ☐ No

D CONJUGAL STATUS (You must answer both questions 17 a) & b) or your licence application will be delayed)

17 a) Do you currently have a spouse, common-law or other conjugal partner? ☐ No ☐ Yes If yes, you MUST complete section E

b) Within the last two (2) years have you lived in a conjugal relationship other than with the person you may have referred to in question 17 a) above? ☐ No ☐ Yes If yes, you MUST complete section F

E INFORMATION ABOUT CURRENT CONJUGAL PARTNER (see Information Sheet)

CURRENT CONJUGAL PARTNER

Please provide information about your conjugal partner.

18. a) Last name of current spouse, common-law or other conjugal | b) First name | c) Middle name | d) Date of birth (Y / M / D)

現在の婚姻状況に関する質問

IF YOU HAVE ANY SAFETY CONCERNS ABOUT THIS APPLICATION, PLEASE CALL 1 800 731-4000.

e) Signature of spouse, common-law or other conjugal partner | f) Date (Y / M / D) | g) Telephone number and time when he/she may be contacted ( ) - Extension ☐ day ☐ evening

RCMP GRC 5592 E-W (2008/05/17) V5 CAFC 921 Page 2 of 4

所持及び取得免許（PAL）申請書のサンプル（続き）

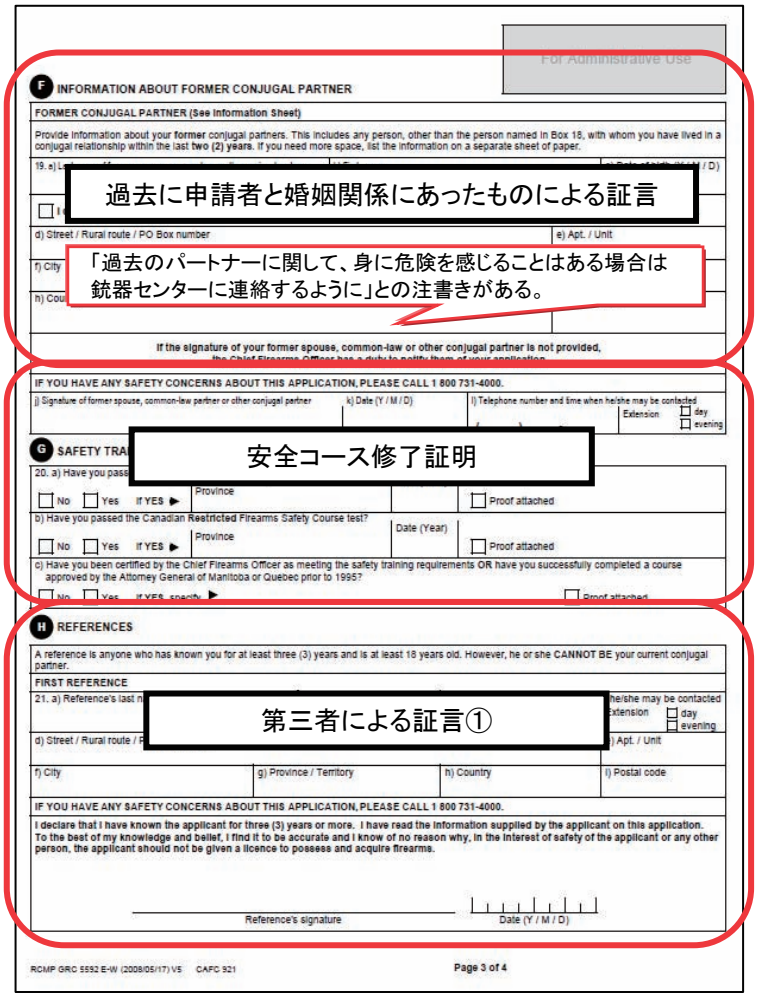

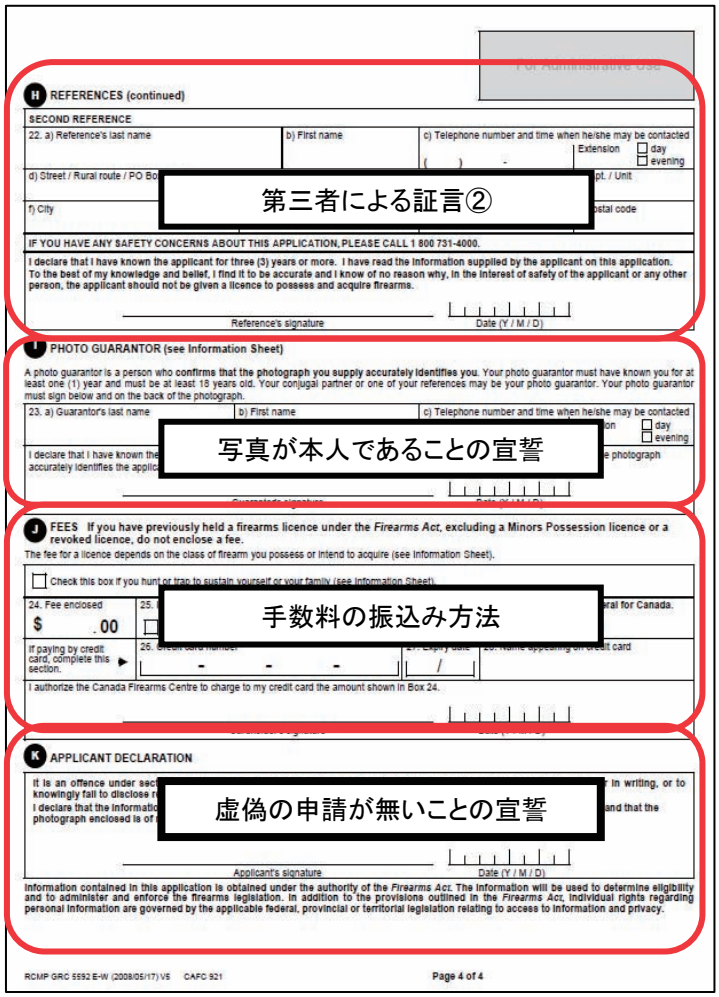

（３）カナダ銃器センターによる適格性審査の実施

銃器免許の申請書類一式がカナダ銃器センターの中央処理サイトに集約されると、カナダ銃器センターによる適格性審査が実施される。カナダでは 2006 年にモントリオール州で発生したドーソンカレッジ銃乱射事件を受け、個人の適格性に関する審査を強化しており、近年ではインターネットを使用した適格性審査などが実施されている[9]。カナダ銃器センターによる適格性審査には以下のようなプロセスが含まれる[10]。

① 犯罪歴審査

カナダ銃器センター中央処理サイトに送付された銃器免許の申請書の内容に基づき、犯罪歴審査が実施される。カナダ銃器センターは、申請者の氏名や生年月日を RCMP が管理しているカナダ警察情報センター (Canadian Police Information Centre ：CPIC)のデータベースと照合し、申請者の犯罪歴の有無を確認する。カナダ警察情報センターには、銃器の所持が禁止された個人も登録されており、2007 年時点では 20 万 8,851 人が銃器所持禁止人物として登録されている。

② 各州の銃器担当官によるインタビュー審査

全国レベルの犯罪歴審査が実施されると、次に各州における適格性審査が行われる。カナダ銃器センター中央処理サイトは各州の銃器最高責任者（Chief Firearm Officer）に申請者の適格性審査に係る協力を依頼し、各州において更に詳細な適格性審査が行われる。

各州のカナダ銃器センター支部の担当者は、中央処理サイトから送付された銃器免許申請書に記載されている内容を確認するため、申請書に記載されている第三者、配偶者、元配偶者に電話インタビューを行う。電話インタビューでは、被インタビュアー自らが当該申請書の銃所持免許申請書に署名を行ったかを確認する。2006 年ドーソンカレッジの銃乱射事件が契機となり、市民から銃器免許の審査強化が求められるようになったことから、現在では担当官が直接電話インタビューを実施することとなった。電話インタビューによる効果は大きく、申請者による虚偽の申告や、公共安全に関する懸念が発覚するようになった（そのような申請書に署名をした覚えはない、申請者から過去に脅しを受けたことがある、時折言動が乱暴になるなど）[11]。虚偽の申請が発覚した場合、当該申請者は自動的に失格となる。

電話インタビューを通じて、申請者の適格性に関する情報が寄せられた際は、詳細情報について慎重に調査を進め、当該申請者が銃器を所持することが公共安全に対する脅威とならないことを確認する。

電話インタビューに加え、各市町村の警察が申請者の近隣住民へ聞き取り調査を実施している。聞き取り調査の過程で申請者と近隣住民とのトラブルなどが発覚した場合には、

[9] カナダ銃器センターヒアリング
[10] 同上
[11] 同上

必要に応じて更なる聞き取り調査を実施し、当該申請者が銃器を所有することによるリスクを慎重に判断している。

③　インターネットを使用した審査

現在、カナダ銃器センターでは、銃器免許の申請者が、銃や犯罪に関する議論を掲示しているインターネットサイトへの書き込みなどを行っていないかについての調査を行うことを計画している[12]。これは 2006 年ドーソンカレッジ銃乱射事件の実行犯が、ゴシックカルチャーに関するインターネットサイトである、vampirefreaks.com に殺人願望を書き込んだり、銃を構えた写真を掲載していたことに起因する。銃器免許の申請者がこのようなサイトに書き込みを行っていることが発覚した場合には、慎重に調査を進めることとなる。又、近年利用者が急増している Facebook や Myspace といったソーシャルネットワークサービス（SNS）における申請者の登録状況も調査し、これらのサイトの中で公共の安全に危険を及ぼすような団体や活動に参加していないかどうかについて審査が行われる計画である。なお､インターネットを通じた調査は早ければ 2009 年中に開始される予定となっている[13]。

ドーソンカレッジ銃乱射事件の実行犯がインターネットサイトに掲載していた写真

出所：Toronto Daily News, CBC News In Depth

（4）銃器免許の発行

銃器免許の申請書には、詳細な適格性審査を実施するために、免許の発行までに最短でも 45 日間を要することが明記されている。適格性審査に合格すると銃器免許が発行されるが、審査の合格から発行までに 28 日間の猶予期間を置くことが 1995 年銃器法によって規定されている。同期間は担当官の間では“冷却期間”と呼ばれており、人間関係のトラブルや絶望的な出来事による一時的な感情により銃器免許を申請した者が、落ち着きを取り

[12] カナダ銃器センターヒアリング
[13] 同上

戻し、早まった行動を起こさないようにするための時間と認識されている[14]。

（５）銃器の購入及び登録

銃器免許を取得した者は銃器店にて銃器を購入することができる。銃器の購入者は、購入した銃を警察署へ登録しなければならない。2008 年 9 月時点でカナダにおいて登録されている銃器の数は以下のとおりである。

銃器の登録数（2008 年 9 月時点）

州/準州	一般銃器		規制対象銃器		禁止銃器		合計	
	登録数	人口比	登録数	人口比	登録数	人口比	登録数	人口比
アルバータ	805,964	22.32%	72,948	2.02%	24,223	0.67%	903,135	25.01%
オンタリオ	1,995,632	15.38%	162,728	1.25%	86,687	0.67%	2,245,047	17.30%
ケベック	1,544,184	19.87%	52,087	1.44%	36,639	0.47%	1,632,910	21.01%
サスカッチュワン	372,795	36.52%	22,399	0.17%	8,493	0.83%	403,687	39.54%
ニュー･ブランズウィック	262,653	35.12%	10,876	0.14%	5,562	0.74%	279,091	37.32%
ニューファンドランド アンド ラブラドール	183,289	36.01%	3,406	0.33%	1,607	0.32%	188,302	37.00%
ヌナブート準州	9,857	31.27%	133	0.02%	38	0.12%	10,028	31.81%
ノースウェスト準州	283,375	40.88%	14,794	0.20%	7,650	0.77%	305,819	44.04%
ノバ･スコティア	17,639	30.17%	1,032	1.58%	332	0.81%	19,003	32.56%
ブリティッシュ･ コロンビア	764,509	17.35%	81,133	1.84%	28,854	0.65%	874,496	19.85%
プリンス･エドワード･ アイランド	21,407	15.21%	1,460	0.16%	800	0.57%	23,667	16.81%
マニトバ	322,128	26.61%	15,525	0.35%	6,514	0.54%	344,167	28.43%
ユーコン準州	20,631	61.82%	1,480	1.05%	412	1.23%	22,523	67.49%
その他	23,244	―	429	―	120	―	23,793	―
合計	6,627,307	19.82%	440,430	1.32%	207,931	0.62%	7,275,668	21.76%

注）免許発行数の人口比は、2008 年 10 月 1 日時点の全人口を用いて算出した。

出所：カナダ銃器センター及びカナダ統計局より MRI 作成。

銃器免許の有効期間は 5 年間であり、更新されない場合は無効となる。免許が無効となった場合、銃所有者は所持している銃器を警察へ提出するか、銃砲店に売却しなければならない。なお、発砲できないよう無力化すれば、引き続き銃器を所持することが可能である。又、未成年用免許は、所有者が満 18 歳に達した時点で無効となる。

譲受人が、譲渡を受けようとする銃器と同種の銃器の取得及び所持免許（PAL）を保有している場合に限り、銃器を譲渡することができる。銃器の所有者は譲渡事実についてカナダ銃器センターに報告しなければならず、譲渡の対象となった銃器が禁止銃器又は規制対象銃器に該当する場合には、銃器の所有者は各州の銃器最高責任者に通告するとともに、許可を得なければならない[15]。又、貸与についても、借手が当該カテゴリーの銃器の取得及び所持免許（PAL）を所有していることが条件となる[16]。

[14] 同上

[15] Firearm Regulations Chapter23（銃器法一般的規則 第 23 条）

[16] Firearm Regulations Chapter33（銃器法一般的規則 第 33 条）

カナダにおける銃器免許取得プロセス

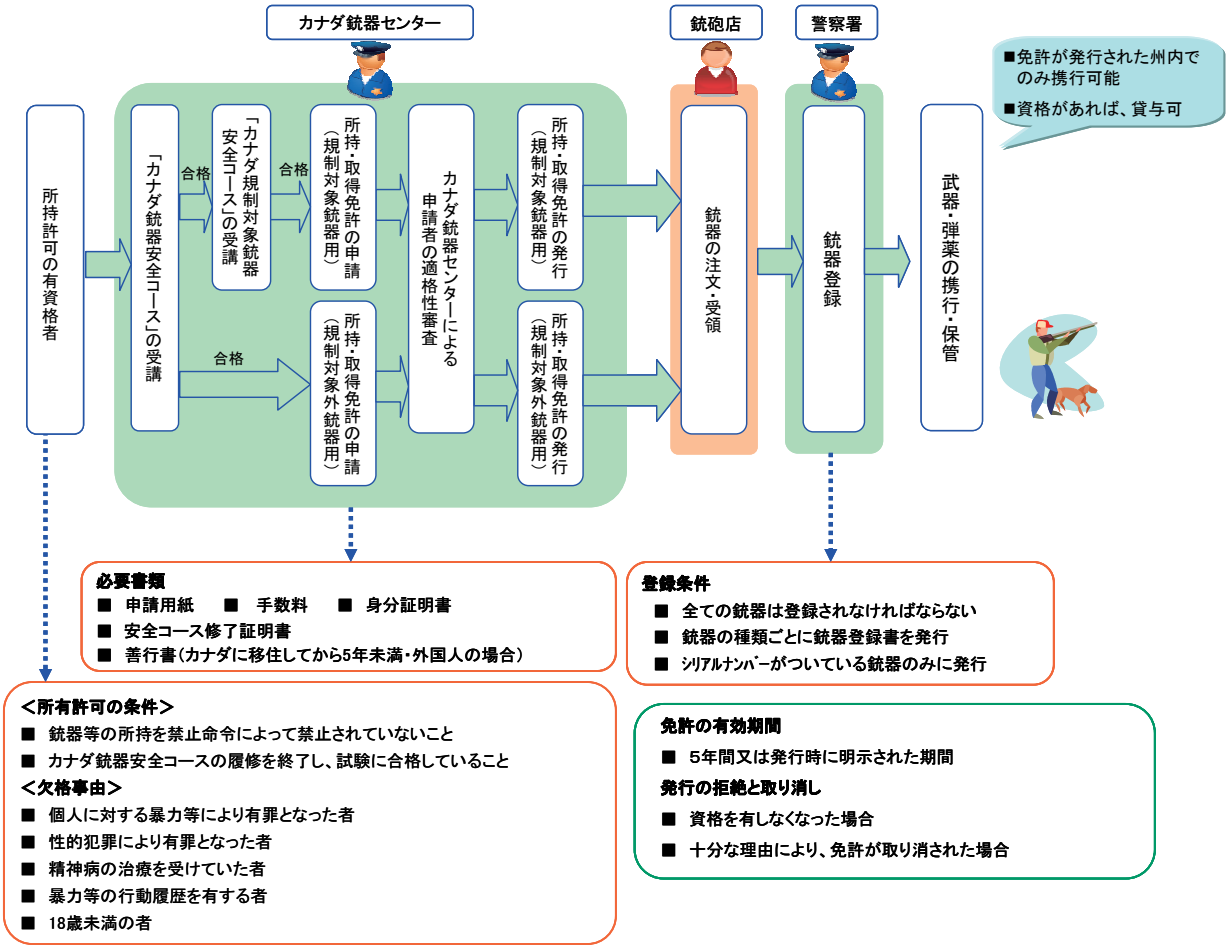

必要書類
- 申請用紙
- 手数料
- 身分証明書
- 安全コース修了証明書
- 善行書（カナダに移住してから5年未満・外国人の場合）

登録条件
- 全ての銃器は登録されなければならない
- 銃器の種類ごとに銃器登録書を発行
- ｼﾘｱﾙﾅﾝﾊﾞｰがついている銃器のみに発行

＜所有許可の条件＞
- 銃器等の所持を禁止命令によって禁止されていないこと
- カナダ銃器安全コースの履修を終了し、試験に合格していること

＜欠格事由＞
- 個人に対する暴力等により有罪となった者
- 性的犯罪により有罪となった者
- 精神病の治療を受けていた者
- 暴力等の行動履歴を有する者
- 18歳未満の者

免許の有効期間
- 5年間又は発行時に明示された期間

発行の拒絶と取り消し
- 資格を有しなくなった場合
- 十分な理由により、免許が取り消された場合

出所：各種資料より MRI 作成

１－２－３　欠格事由判定の際の専門医の関与

申請者の過去の精神疾患歴に関する情報は申請者からの自己申告に頼らざるを得ず、カナダ銃器センターや警察が直接病院へ情報提供を求めることはできない。カナダでは申請者のプライバシー保護の観点から、病院から情報提供を受ける場合は、必ず申請者による同意が必要となる。

申請用紙に「過去 5 年間に精神疾患を患った経験がある」と申告した者は医師による診断書を提出しなければならない。ただし、この診断書に関する特別な規定は設けられておらず、カナダ銃器センターが特定の医師や専門医から診断を受けるよう申請者に指示を出すことはない[17]。又、申請時に心理テストなどの実施による、スクリーニングテストは行われていない。

なお、精神疾患歴を有していることで自動的に失格となることはなく、治療の経過やその他の要素（日々の生活態度など）について慎重に審査を行った上で免許発行の是非を検討することとなっている。

[17] カナダ銃器センターヒアリング